提案書

平成 21 年 2 月 9 日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 105-7304

(ふりがな) とうきょうとみ なとくひがししんばし

住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号 びーびーか ぶしきが いしゃ

(ふりがな)

氏 名 ソフトバンクBB株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし 代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316

とうきょうとみ なとくひがししんばし (ふりがな)

住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号 (ふりがな) かぶしきがいしゃ

氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし 代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみ なとくひがししんばし

住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号 かぶしきがいしゃ

(ふりがな)

氏 名

ソフトバンクモバイル株式会社 だいひょうとりしまりゃくしゃちょうけんしーいーおー そん まさょし 代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方に関する提案募集」に関し、別紙のと おり提案します。

このたびは、電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方に関する提案募集(以下、「本提案募集」という。)に関し、意見提出の機会を設けて 頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせて頂きますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

検討項目	具体的内容
総論	・電気通信市場においては、IP 化の進展やサービスの融合化がますます加速し、東日本電信電話株
	式会社(以下、「NTT 東日本」という。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」とい
	い、両社合わせて「NTT 東西」という。)殿における次世代ネットワークサービス(以下、「NTT-NGN」と
	いう。)の開始、光 IP 電話の本格普及、携帯電話におけるデータ通信比率の高まり等、新たな時代へ
	の移行はいよいよ本格化しています。このようにサービスが多様化・高度化する中、電気通信事業は
	国民生活における基幹的なサービスとしての従来からの位置付けに変わりはなく、むしろその役割を
	高めつつあります。
	・今後も、電気通信事業が基幹的なサービスとして維持され、国民の豊かな生活の実現に寄与するた
	めには、事業者間の競争を背景としたサービスの向上と利用者料金の低廉化が不可欠です。旧来の
	PSTN における競争政策は一定の成果をあげてきたものの、真に公正な競争の実現という面では依
	然として不十分な面があるとともに、IP 化の本格移行に伴いその限界を呈してきているという側面も
	垣間見える状況です。実際、旧来の PSTN 等のレガシーサービスは、依然として基幹インフラとしての
	役割を担いながらも、需要減に起因し接続料が上昇するという構造的な問題を抱えています。
	・このような中、モバイル市場・固定ブロードバンド市場における環境変化や融合等を踏まえて行われ
	る今回の接続ルールの見直しは、電気通信事業法の趣旨である競争の促進・利用者利便の向上を
	目指すべく、接続ルールにとどまらずユニバーサルサービス制度等も含め、通信政策の在り方を総
	合的に検討する中の一部として取り扱われるべきものです。従って、今回の見直しも、他制度との関
	連性を見据えつつ、各市場の競争状況等を客観的に評価し、見直しが必要な部分を明確にした上で
	行われるべきです。

検討項目	具体的内容
	・すなわち、本来は市場における公正な競争を通じて利用者利便の向上が図られるべきものであるこ
	とから、まずは事業者における自由な事業活動の確保を大原則とすべきであり、その上で、固定系の
	アクセス回線のようなボトルネック設備に起因する問題や、それを保有する事業者グループによる共
	同的・一体的市場支配力、ブランドカの問題等、市場原理に委ねただけでは公正な競争条件が確保
	されないという問題、すなわち競争環境整備の問題にフォーカスして、行政が介入しルール整備を行
	うべきです。この際、問題である箇所を見誤り、行政において過度な規制介入を行った場合には、介
	入により当初に期待した効果が生じない恐れがあるばかりか、不要な規制コストを発生させ、さらに
	は健全な競争環境を損なう恐れがあることに留意すべきです。
	・この点、モバイル市場においては、基本的には低廉な料金プランの導入等、競争が活発な状況であ
	り、結果として利用者料金の低廉化も進んでいる一方で、固定・ブロードバンド市場は NTT 東西殿
	が、固定電話市場で85.6%、FTTH市場で73.4% [*] と依然として高いシェアを有する独占状態にあり利用
	者料金についても目立った変化はないばかりか、むしろ過去には値上げが行われたという事例もあり
	ます。
	・その上、固定・ブロードバンド市場は前述のとおり IP 化の進展等による構造的な問題を抱え、ドライカ
	ッパの接続料水準の上昇、光ファイバ接続料の水準、PSTN 接続料の水準等、多数の議論すべき問
	題が顕在化している状況にあり、その状況の改善が急務であることは明白です。しかしながら今回の
	見直しは、モバイル市場に関しては第二種指定電気通信設備制度全般を対象とし、その接続料算定
	の在り方を問うているのに対し、固定・ブロードバンド市場に関しては接続料について問題提起がなさ
	れているのは、ブロードバンドのしかもドライカッパのサブアンバンドルのみと、著しくバランスを失して
	います。
	・そもそも、NTT 東西殿の接続料(以下、「NTT 接続料」という。)は NTT 東西殿がボトルネック設備を有
	する以上、接続事業者にとっては事業運営上重要な要素であり、利用者への影響も大きいことから、
	接続ルールを巡る諸問題の中でも優先順位をあげて議論すべき事項であると考えます。また、100 年
	に一度と言われる現在の経済不況下において、その議論の優先順位はさらに高まっている状況であ
	ることを踏まえれば、今回の接続ルールの議論においては、固定・ブロードバンド市場における状況
	2

検討項目			具体的内容
			の改善を目的とした光ファイバ接続料や PSTN 接続料の抜本的な見直しが最優先であるべきです。
			すなわち、これらについて既に議論済みと整理するのではなく、むしろその他の諸課題よりも優先して
			議論に着手すべきであり、ひいては NTT 組織問題等の検討にも取り掛かるべきと考えます。
			※「電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データの公表(平成 20 年度第 2 四半期)」(平
			成 20 年 12 月 24 日公表)
1. モバイル市場の公正競	(1)第二種指定	1)	・第一種指定電気通信設備制度は、設備のボトルネック性が存在するが故に、接続事業者が多様な
争環境の整備	電気通信設備	2)	サービスを提供できるようにするために政策的な規制介入が求められているものであり、ボトルネック
	制度の検証	3)	性の存在の有無は、規制内容を決定付ける重要な要素となります。一方、第二種指定電気通信設備
		4)	制度の対象である携帯事業者の設備にはボトルネック性は存在せず、同制度の根拠は市場シェアを
			ベースとするものです。
			・従って、それぞれの市場の特性や規制の根拠等を踏まえ、第一種指定電気通信設備制度、第二種
			指定電気通信設備制度のそれぞれにおいて、必要な規制の在り方を整理していく必要があると考え
			ますが、第二種指定電気通信設備制度においてはボトルネック設備が存在しないものの、一般的な
			競争法の整理や EU における市場支配力の議論においては市場シェアが 40%~50%の閾値を超える
			場合には市場支配力の存在などが認められていることから、第二種指定電気通信設備制度の検討
			に際しては、現行の第二種指定電気通信設備制度の内容は維持しつつ、市場シェア40%~50%を超え
			る第二種指定電気通信設備を有する事業者(以下、「第二種指定電気通信事業者」という。)に対し
			て、追加的にさらなる規制を課すという二段階の規制の導入についても検討すべきと考えます。
			・さらに、後段の 1.(2)1)②で詳述するとおり、エリア展開においてはシェア上位の事業者がその優位
			性を有するという問題が存在し、事業者間の公正な競争環境を確保するための政策的な是正が不可
			欠であることから、第二種指定電気通信事業者の中でも市場シェアの高い事業者に対して、ローミン
			グによるネットワーク開放の義務を追加的に課すということについても検討すべきと考えます。
		5)	【ルール整備にあたっての留意事項】
			・第一種及び第二種指定電気通信設備制度等の規制の制定やルール整備は、本来、市場支配的事

検討項目		具体的内容
		業者や第一種若しくは第二種指定電気通信設備を有する事業者(以下、「指定電気通信事業者」とい
		う。)における各種事業活動上の優位性を是正する等により、その他の事業者の自由な事業展開を
		確保し、市場の健全な発展に向けた公正な競争が展開されることを目的として導入されているものと
		考えます。
		・しかしながら、過去に策定された「MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガ
		イドライン」や「電気通信事業における販売奨励金の会計上の取扱いに関する運用ガイドライン」の議
		論においては、前述のような指定電気通信事業者とそれ以外の事業者との区分を意識した議論が明
		確になされておらず、競争促進のために本来行政が各種サポートを行うべき他の事業者にまで規制
		の効果が及ぶルール整備がなされており、結果として指定電気通信事業者の優位性を是正する効果
		等が抑制されることになっているものと考えます。すなわち、これらの事例においては、指定電気通信
		事業者以外の事業者も指定電気通信事業者と同等の立場で競争せざるを得なくなり、かつ本来不要
		であった規制対応コストが発生する等の影響を受けることにつながった事例と言えます。
		・今回の議論において第二種指定電気通信設備制度の内容を見直す場合には、ガイドライン等のル
		ール整備により、第二種指定電気通信事業者以外の事業者に規制の効果が及び、それらの事業者
		に対する実質的な規制強化につながることの無いようにすべきです。
(2)ネットワーク	1)	・携帯電話は契約者数が 1 億人を超える等、社会インフラとしての重要な役割を担っていますが、最近
インフラの利活		は景観条例等の規制により、基地局の建設がスムーズに進まないことが多くなっています。自然公園
用		法や地方自治体にて制定される景観条例等によって基地局の建設に制限がある場合や、住民との
		交渉等によりエリアの整備に制限が生じる場合が多々生じている状況です。例えば、一の事業者が
		既に基地局を設置している国立公園内等において、その他の事業者が新たに基地局を設置しようと
		する場合、鉄塔の建設に関係省庁等への許可申請が必要となりますが、景観上の理由等により基地
		局の設置が難しいケースもあります。
		・また、地方においては、デジタル・ディバイド対策として基地局の設置を行うことについて自治体等と
		協議を実施した際には、住民からシェアが最も高い事業者に対する設置要望が強く、当該事業者の
		みがエリア展開が可能となる等、エリア展開における事業者間の格差は拡大している状況です。

検	討項目		具体的内容
			・このような状況は、公正な競争環境を整備する上でも問題であるばかりか、利用者利便の向上の観
			点からも問題となります。従って、前述した複数事業者の基地局設置が難しいケースにおいて、最も
			優位に基地局設置を推進している事業者へのローミングを可能とすることによって、同一地域におい
			て複数の事業者がサービスを提供できるようにすべきであり、エリア展開を最も優位に推進可能な第
			二種指定電気通信事業者の中でも市場シェアの高い事業者(例えば 40%~50%超)に対してローミング
			によるネットワークの開放を義務化すべきと考えます。
			・なお、上記の措置によりローミングが実現した場合の効果として、携帯電話の利用者が事故や災害
			等に遭遇した場合に、緊急機関への通報が可能となる範囲が広がり、利用者の生命が救われる可能
			性が高まるといった優れた点も挙げられます。
			・欧米における緊急通報については、3GPPの技術仕様に規定されているEmergency Setup機能を活
			用することで、USIM が挿入されていない端末からもいずれかの携帯事業者の電波が届いてさえいれ
			ば発呼可能となっています。しかしながら、この Emergency Setup 機能は、USIM なしでも発呼できる
			一方で、発信者番号が緊急機関に送出されないというデメリットもあり、現在日本で提供している緊急
			機関からの呼び返し等の機能をサポートすることができません。
			・従って、携帯電話が社会インフラとして定着した日本の現状を勘案すると、事業者を問わず緊急通報
			が発呼可能なEmergency Setup機能の仕組みと緊急機関からの呼び返し等の仕組みを両立させ、全
			ての携帯電話の利用者が安心・安全にサービスを利用できる環境を構築することが必要であり、この
			観点からも事業者間のローミングを実現すべきです。
2. 固定ブロードバンド市	(1)FTTx サービ	2)	・FTTR サービスの保守については、NTT 東西殿が常時監視を行うものではなく、まずは接続事業者が
場の公正競争環境の整備	ス		障害等の検知、障害箇所等の特定を行った上で、NTT 東西殿の役務区間の障害等と判断された場
			合のみ NTT 東西殿に保守対応を依頼し、NTT 東西殿がドライカッパの上部区間を利用して保守を行
			う整理となっています。
			・従って、ドライカッパの上部区間は、保守対応時の一時的な利用のみにとどまることから、その保守
			にかかる費用負担については、現行接続約款や利用者向け契約約款で設定されている料金(DSL 故
			にかかる費用負担については、現行接続約款や利用者向け契約約款で設定されている料金(DSL 故 5

村	討項目			具体的内容
村	e 計項目	3)		具体的内容 障対応機能、配線設備専用料等)を準用するという案が、FTTR サービスの黎明期における暫定案として考えられます。 ・なお、サブアンバンドルの実現がドライカッパ接続料に与える影響については、FTTR サービスが既存のドライカッパからの切替え需要以上に、メタル回線の新たな需要創出に資するものであることを考慮すると、むしろメタル回線の芯線利用率向上に寄与し、ドライカッパ接続料の上昇傾向を緩和する効果が期待できるものと考えます。 ・今回の NTT 接続料の議論の対象は、ドライカッパのサブアンバンドルに限られていますが、実際には、ドライカッパのそもそもの接続料水準の上昇、光ファイバや PSTN の接続料水準等、多数の議論すべき問題が顕在化している状況です。 ・そもそも、NTT接続料は NTT 東西殿がボトルネック設備を有する以上、接続事業者にとって、事業運営上重要な要素であり、利用者への影響も大きいことから、接続ルールを巡る諸問題の中でも優先順位をあげて議論すべき事項であると考えます。 ・また、100 年に一度と言われる現在の経済不況下において、その議論の優先順位はさらに高まって
				いる状況であることを踏まえれば、今回の接続ルールの議論においては、光ファイバ接続料や PSTN 接続料について既に議論済みと整理するのではなく、その他の諸課題よりも優先し抜本的な見直し議論に早急に着手すべきであり、ひいては NTT 組織問題等の検討にも取り掛かるべきと考えます。
	(2)DSL サービス	1)	1	・回線名義人の権利保護の問題に関して、DSL サービスの解除を伴う回線名義人からの解除受付等をNTT 東西殿とDSL 事業者のどちらで行うべきかという論点については、DSL 事業者で行うことを基本とすべきです。 ・なぜなら、DSL サービスは DSL 事業者の提供するサービスであり、その解除については当事者が申告を受けて対応することが最も自然であり、サービス提供事業者のあずかり知らぬところで当該サービスの解除がなされることは問題となるからです。 ・従って、仮に NTT 東西殿に対して回線名義人から DSL 契約解除の申出があった場合には、NTT 東西殿は回線名義人に対し、DSL 事業者への通知を案内するとともに、当該 DSL 事業者に対しても回

検討項目			具体的内容
			線名義人より解除に係る申出があったことを通知するという運用体制を構築すべきです。
			・これにより DSL 契約解除に係る本来の契約当事者同士が相互に状況を確認することが可能となるた
			め、このような運用方法であれば回線名義人の権利保護にもつながるものと考えます。また、NTT 東
			西殿は一定の期間を定めて DSL 契約の解除に係る工事の実施を猶予し、本来の契約当事者間にお
			ける確認を行う時間を確保することが必要です。
	(2	2	・電話重畳型 DSL サービスの事業者名の申込みスキーム実現のためのシステム改修費用について
			は、当該システム改修により回線名義人名の照合作業が不要となる等、全ての DSL 事業者において
			利便性の向上に資するものであり、接続の基本機能としてラインシェアリングの回線管理運営費に算
			入して回収すべきと考えます。
			・仮に、システム改修費用を、当該システムを利用する DSL 事業者から個別に回収することとする場合
			には、当該システムを利用する事業者と利用しない事業者との間で回線名義人名の照合作業等にお
			いて差異が生じることとなり、接続料原価に差分が発生することから、回線管理運営費の設定を両者
			で異なるものとすべきと考えます。
	(3	3	・上記①に挙げられた場合のほか、回線名義人がサービス内容を十分理解しない状況で、電話重畳
			型サービスから電話重畳不可のサービスへの切り替え(NTT 東西殿におけるサービス切り替え)を行
			ってしまう等、回線名義人が意図しないにもかかわらず、DSL 事業者のあずかり知らぬところでの
			DSL サービスの解除が発生するという問題が発生しています。
			・こうした問題を回避するために、NTT 東西殿は、サービス切り替えによる他サービスへの影響につい
			て、切り替え等を申し出た回線名義人に対してきちんと告知するとともに、事前に DSL 事業者が DSL
			サービスの利用者の意思確認を行えるよう、当該申出の内容を DSL 事業者に通知するという運用体
			制を確立すべきです。

検討項目			具体的内容
	2)	1	 ・NTT 東西殿の回線名義人情報が常に最新のものとなっていないことにより、接続事業者において過大なコスト負担、開通遅延、申込みキャンセルによる機会損失及び申請手続きの煩雑化等の問題が生じていることは、これまでの議論で明らかとなっているところです。 ・回線名義人情報の適正化を効果的に実施する具体的な取り組みとして、まず NTT 東西殿は加入電話サービスの料金請求書に回線名義人情報を記載し、個々の契約者が回線名義人情報を即時に確認可能とする運用を実施すべきです。 ・料金請求書に回線名義人情報を記載する運用を実施するにあたっては、まず NTT 東西殿が把握している回線名義人に対し、料金請求書への回線名義人情報の記載について直接了承を得る手続をとることが必要です。この手続を採用することにより、回線名義人情報の現行化が図られるという追加的なメリットが得られるものと考えます。
		2	・回線名義人情報の適正化については、NTT 東西殿以外の事業者においても同様の対応を取ることが基本的には望ましいと考えます。 ・しかしながら、NTT 東西殿以外の事業者は数年前にサービスを開始したばかりであり、回線名義人情報の更新の必要性が極めて低く、また必ずしも NTT 東西殿と同様の方法でなくとも回線名義人情報の更新が可能です。そもそも本件の議論の発端は、未だに 4000 万以上という圧倒的な加入者数を有し、日本電信電話公社以来 50 年以上事業を継続してきている中で回線名義人情報が更新されていないという NTT 東西殿のこれまでの不十分な対応にあります。従って、まずは NTT 東西殿が自身のデータを最新化することを最優先のものとして位置づけるべきであり、その他の事業者に対し、NTT東西殿と同様の対応を横一線で求めることはある意味公平性を欠くものと考えます。

検討項目			具体的内容
(3) ネットワー・	ל) 1)	1	【貸出ルールの整備】
インフラの利用	5		・接続事業者はWDM装置で波長分割された中継ダークファイバを利用することで、中継ダークファイバ
用			の空き芯線がない区間(D ランク区間)の解消、ひいてはサービスエリア拡大等が可能となることか
			ら、NTT 東西殿が既に WDM 装置を設置している区間について、波長分割された中継ダークファイバ
			の貸出ルールを整備することは有用であると考えます。
			【貸出単位等】
			・WDM 装置により波長分割された 1 波長も、波長分割されていない 1 芯も、利用する事業者において
			得られる効果はエリア展開等の観点からみると大きな差異はないとともに、WDM 装置を経由するか
			否かは、ある区間の最適なルートを選択した結果として偶発的に発生するものであることから、波長
			分割した1波長と波長分割されていない1芯を同一の単位として捉えることについては特段の問題は
			ないものと考えます。
			・その他接続料算定上の課題としては、WDM装置に係る費用を中継ダークファイバの接続料原価の一
			部として含めるのか、それとも当該設備を利用する者が個別に負担するのかといった課題があります
			が、これについては前述の得られる効果の同等性や偶発性を考慮すると、前者の整理のほうが望ま
			しいと考えます。しかしながら、そのような算定方法とした結果、中継ダークファイバ全体のコストが大
			幅に上がる結果となるのは好ましくないため、NTT 東西殿が WDM 装置を設置している区間、台数、コ
			スト等の情報を基にした試算結果等の具体的な想定金額を踏まえた上で、負担の在り方について検
			討すべきと考えます。
			【経路情報等の開示】
			・既に実施されている NTT 東西殿の事業者向けの開示情報において、WDM 装置を設置している区
			間、波長の空き情報、接続インタフェース、インタフェースパッケージの有無、経路情報等の開示が必
			要であると考えます。

検	討項目			具体的内容
		2)	1	・WDM 装置の設置以外に代替手段が存在しない場合、または他の代替手段が WDM 装置の設置と比べてコスト面等で現実的でない場合があることを考慮すると、NTT 東西殿に対し WDM 装置の設置を義務付けるべきと考えます。 ・なお、設置に係る新たな投資負担や既存利用者の収容替え等の問題については、本提案募集に「WDM 装置のコスト負担の方法(中継ダークファイバの接続料原価に算入又は個別負担)の問題であり、また既存利用者の収容替えによるサービス断は、従来の工事でも同様に発生していること」と述べられているとおり、適切なコスト負担と、回線借用の実施により回避できるものと考えます。 ・また、コスト負担の方法に関しては、2(3)1)①イで述べたとおりです。 ・現状、接続事業者は、異経路構成が確保できているかについて事前に確認することができず、開通後における道路掘削工事等によるケーブルの切断事故で偶発的にしか認識できないことから、予めネットワークの冗長性を確保しサービスの信頼性を向上させるために、新規に借りる中継ダークファイバと既に利用している中継ダークファイバの両方に関し、異経路構成を確認・保証する仕組みを設けるべきと考えます。
3. 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正	フォーム機能の	1)	2	 ・NTT 東西殿が事業者向け開示情報において開示しているルートコードでは、実際の経路に係らず起点と終点のみに紐づいて一つのルートコードで表示されることから、接続事業者は異経路構成の有無を確認することができません。 ・従って、NTT 東西殿は既存のルートコードとは別に、ユニークな物理区間毎の ID を新たに付与し、事前に接続事業者に開示することで、接続事業者が異経路構成を予め確保することができるようにすべきと考えます。 ・一般的に、携帯事業者は、プラットフォーム機能等を活用したサービス仕様や、端末仕様等を工夫して事業展開することにより、周波数という有限資源の効率利用を行い、安定的なサービス提供を図っています。従って、今後の IP 化・ブロードバンド化のさらなる進展の中、利用者へのトータルサービス

検討項目			具体的内容
			となることを十分に踏まえ、移動網の通信プラットフォーム機能に関する過度な行政介入を避けるべ
			きと考えます。本件の詳細については、「通信プラットフォーム研究会報告書案に対する意見募集」に
			対する弊社意見書(平成 20 年 11 月 21 日提出)を参照願います。
2	2)	1	・固定網(NTT-NGN)のアンバンドルについては、「接続の基本的ルールの在り方について」答申(平成
			8 年 12 月 19 日公表)で示された、「技術的に可能な場合には、アンバンドルして提供しなければなら
			ない」とする基本的な考え方を変更する必要はないと考えます。
			・従って、NTT-NGN においては品質制御機能等を利用するためのインタフェースにとどまらず、現時点
			で可能な限りアンバンドルを行っておくことが必要と考えます。
			・その中でも品質制御機能は、接続事業者による多様なサービス提供に資する最重要な機能のひとつ
			であり、事業者間の競争促進の観点から特に以下の 2 点を早急に可能とすべく、当該機能の具体的
			なアンバンドル形態の在り方について検討して頂きたいと考えます。
			- ISP 事業者が自社のブランドにて 0AB-J IP 電話を提供可能とすること
			- 「接続事業者に接続したコンテンツ配信事業者が、接続事業者とNTT 東西殿との NNI 接続を
			経由し、NTT 東西殿の利用者向けに行うマルチキャスト配信/ユニキャスト配信」、及び「NTT
			東西殿に接続したコンテンツ配信事業者が、接続事業者と NTT 東西殿との NNI 接続を経由
			し、接続事業者の利用者向けに行うマルチキャスト配信/ユニキャスト配信」を実現可能とす
			ること
		2	・アンバンドルすべき機能について、接続事業者がさらに詳細な検討を行うにあたっては、NTT-NGNを
			構成する設備がそれぞれ具体的にどのような機能を有しているかといった、より詳細な情報が必要で
			す。
			・具体的には、「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」答申(案)に対する弊社意見
			書(平成 20 年 2 月 28 日提出)でも述べているとおり、少なくとも NTT-NGN のネットワーク構成につい
			ては、ITU-T や 3GPP で用いられているようなアーキテクチャ図と、その図に示される各機能が
			NTT-NGN を構成するどの設備に対応しているかが明確となる論理構成図を公表すべきと考えます。

検	討項目			具体的内容
	(2)紛争処理機	3)		・電気通信事業紛争処理委員会の機能等については、「新競争促進プログラム 2010」(平成 18 年 9 月
	能の強化等			19 日策定、平成 19 年 10 月 23 日改定)において、「電気通信事業者とコンテンツプロバイダ等の上位
				レイヤの事業者等との間の紛争事案を紛争処理機能の中で取り扱えるようにするほか、土地等(電
				柱・管路などを含む)の使用に係る紛争事案について、現行の裁定に加えて、あっせん・仲裁を可能
				とする仕組みとする等、紛争処理機能の取扱範囲の拡充についても、可能な限り速やかに所要の制
				度整備を行う」との方針が示されています。
				・しかしながら、本提案募集において言及されているのは、電気通信事業者ではない通信プラットフォ
				一ム事業者やコンテンツ配信事業者と電気通信事業者との間で接続等に関する紛争事案が生じる場
				合のみとなっているため、「新競争促進プログラム 2010」において言及されているその他の事案も含
				め対処がなされるよう検討すべきと考えます。
4. 固定通信と移動通信の	(1)接続料算定	1)	1	・接続料は、各事業者が個別に構築しているネットワークのコストや事業運営に係るコストをベースに
融合時代等における接続	上の課題			算定するものである以上、ネットワークシステムの種類が大きく異なる固定事業者と携帯事業者間で
ルールの在り方				差異が生じるのはもちろんのこと、同種のネットワークを有する事業者間においても、接続料の水準
				に差異が生じることは当然発生しうる事象と考えます。
				・特に、携帯事業者間においては、事業者毎の事業規模、保有する周波数帯の差異等に起因し、事業
				者間で水準に差異が生じてしかるべきです。
				・従って、事業者間の接続料水準に差異が生じていることをもって、直ちにそれを接続の拒否事由とす
				ることは認められないものと考えます。
			2	【接続料の低廉化】
				・接続料は、各事業者が個別に構築しているネットワークのコストや事業運営に係るコストをベースに
				算定するものである以上、独占時代からの事業の非効率性という課題を有する市場支配的な事業者
				を除き、各事業者が市場における競争を通じて行ったコスト低減化等の経営努力の結果が、接続料
				の低廉化につながるというのは明白な事実です。
				・加えて、総務省殿より公表されている平成 16 年度競争評価において記載されているとおり、一般的

検討項目		具体的内容
		には相互接続通話における事業者間取引(事業者間精算)において互いの事業者は対称的な地位
		にあり、どちらも一方的に接続料を引き上げることはないとの評価がなされているところです。
		・従って、以上を踏まえると「コストに適正利潤を加えた事業者間均一料金の設定が義務付けられてい
		ない事業者は、当該義務付けがある事業者との関係では、自らの接続料を低廉化して請求するイン
		センティブが働きにくい」との考えは適切ではないと考えます。
		【利用者料金の設定】
		・利用者料金に接続料水準差を反映させるか否かについては、市場環境や利用者への影響等、様々
		な要素を考慮の上、料金規制の課されている市場支配的な事業者を除き、料金設定権を有する事業
		者が自由に決定可能な事項であると考えます。
		・従って、相手先事業者毎に利用者料金が異なることとなったとしても、特定の者に対して不当に差別
		的な取扱いをするもの、社会的経済的事情に照らして著しく不適当といったものでない限り、基本的
		には事業者の自由な裁量に委ねられるべきと考えます。
2)		・現行の事業者間精算方式からビル&キープ方式への移行は、既存の提供サービス、事業者間精算
		方法、利用者料金体系等に大きな影響を及ぼす可能性があるため、ビル&キープ方式への移行に
		ついては、事業者や利用者等への影響に十分配慮した議論が必要です。
		・ビル&キープ方式は、コスト構造がほぼ類似し、かつ発着の通信量がほぼ均衡している場合に、公
		平性が保たれる制度であると考えます。さらに、エンドエンド料金を前提としたビル&キープ方式の場
		合は、個々の利用者間の発着の通信量がほぼ均衡しているケースにおいてはじめて、利用者間の公
		平性が保たれることとなり、現実的にはそのような通信量の均衡が生じ得ないことを考慮すると、ビル
		&キープ方式への移行は困難であると考えます。
		・また、特に、接続料原価の適正性が求められる第一種指定電気通信設備を有する事業者との接続
		については、4.(1) 2) ③で詳述する理由から、ビル&キープ方式の適用は適当でないと考えます。
	1	・ビル&キープ方式は通信量が均衡していることのみをもって適用されるものではなく、通信量が均衡

検討項目		具体的内容
		し、かつ互いが負担する接続料が同等である場合に適用し得る一つの方式と考えます。従って、通信
		量のみに着目して検討すべきでないと考えます。
		・また、ビル&キープ方式と現行方式の切り替えが適宜生じることは、事業者間精算、利用者料金、精
		算/料金システム等にも多大な影響を及ぼしかねないため、このような切り替えを許容するか否かも
		含めた総体的な検討が必要と考えます。
	2	・接続料の精算を前提としたエンドエンド料金が市場に浸透している現状において、ビル&キープ方式
		への移行を推進することは極めて困難な作業になるものと考えます。すなわち、ビル&キープ方式へ
		の移行は、本提案募集で記載されているように「自網発通信の利用者料金収入で、自網発だけでなく
		自網着の通信も含めてコスト回収できるようにする」等、コスト回収範囲の変更を伴うものであり、利
		用者におけるコスト負担の公平性の観点から慎重な議論が必要になるものと考えます。
		・また、こうした議論の結果、利用者料金の体系を米国等で見られるような着信者が着信網等のコスト
		を負担する RPP(Receiving Party Pays)方式に移行するという結論に至る可能性もあり、仮にこのよう
		な結果に至った場合には、大きな制度変更を伴うため、移行に際してはより慎重な議論が必要になる
		と考えます。
		・従って、制度変更の検討に際しては、コスト回収方法の適正性等に関する検討だけでなく、市場への
		影響等を考慮した総体的な議論を行うことが必要と考えます。
	3	・本項の冒頭でも述べましたが、ビル&キープ方式は、コスト構造がほぼ類似し、かつ発着の通信量が
		ほぼ均衡している場合に、公平性が保たれる制度であるといった大原則を考慮すると、固定網である
		第一種指定電気通信設備と移動網との接続等、コスト構造が全く異なるネットワークとの接続に対し
		ては、ビル&キープ方式を適用することはできないものと考えます。
		・また、第一種指定電気通信設備と他の固定網との接続においても、一のアンバンドル機能でビル&
		キープ方式を適用する事業者と適用しない事業者とが混在することで、負担の公平性が確保されて
		いるかが不透明になる懸念があります。
		・さらに、そもそも電気通信事業法第33条第4項第2号において、第一種指定電気通信設備との接続

検討項目		具体的内容
		に係る接続料については、「接続料が能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして 総務省令で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること」とされていますが、 ビル&キープ方式の適用により、コスト構造が不透明になる懸念があるため、前述した現行法に定め る適正原価の確保の観点で大きな問題が生じるものと考えます。 ・従って、接続料原価の適正性が求められる第一種指定電気通信設備を有する事業者との接続につ
(2)固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方	1)	いては、ビル&キープ方式の適用は適当でなく、接続料の設定は必須と考えます。 ・市場間の関係の緊密化・融合化に伴い、NTT グループ各社の競争力が相乗的に高まり、公正競争を 阻害する恐れがあることから、特に以下の点を踏まえて、公正競争環境確保のためのルール・規制 の在り方を検討すべきと考えます。 - NTT グループ各社の連携がもたらす共同的・一体的市場支配力の影響 (ドミナント事業者同士の FMC、販売店等子会社との連携、上位レイヤとの連携等) - NTT のブランド力がもたらす競争優位性
	2)	・前項の視点を基に、以下に挙げる事項等について、見直しの必要性を含めた検討が必要であると考えます。 ①規制対象 - 共同的・一体的市場支配力規制のための支配的事業者グループに対する規制対象の在り方(通信事業者以外も含む) - 市場支配力の認定基準としてのボトルネック性の堅持と、その他市場支配力(シェア等)との区分の整理 ②規制内容 - 市場支配的事業者グループへのより実効的な行為規制・接続規制等の賦課の在り方(例:禁止行為の追加や、より厳格な接続会計・接続料算定ルールの適用等) - 卸市場と小売市場等、規制対象と規制内容の関係性の整理

検討項目			具体的内容
			③その他
			- 特定関係事業者制度の在り方
			- 競争セーフガード制度や競争評価との関連性及び各制度の見直しの必要性
		3)	・「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2008年度)(案)に関する意見募集」に対する弊社意見書
			(平成 21 年 1 月 30 日提出)にて述べたとおり、現行ルールでは公正競争環境を確保することに限界
			があること、並びに当該ルールが形骸化していることが明らかです。また、上記 1)や 2)で述べた事項
			を整理する際には、現行法令及び制度の抜本的な見直しを伴うことが想定され、NTT の組織の在り
			方に踏み込んだ議論・対処が不可避になるものと考えます。すなわち、上記 1)や 2)の検討をはじめと
			する今回の見直しを契機とし、あわせて NTT の構造分離・資本分離の実現に向け、NTT 組織問題に
			係る議論を早急に開始して頂くことを要望します。

以上